

神奈川県監査委員公表第 21 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 1 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 吉 川 知 恵 子
同 中 家 華 江
同 し き だ 博 昭
同 松 本 清

- 1 措置の対象となった監査の結果
令和 5 年 7 月 11 日神奈川県監査委員公表第 15 号で公表した不適切事項が認められた 1 か所に係る
1 事項
- 2 監査の結果及び講じた措置の内容
くらし安全防災局
本庁機関で認められた不適切事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和 5 年 3 月 29 日（令和 5 年 2 月 9 日職 員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、令和 3 年 4 月分の電気料金 203,566 円 の支払遅延に係る延滞利息 224 円の執行に当たり、「（節）補 償、補填及び賠償金」とすべき ところ、電気料金と併せて全額 を「（節）需用費」で執行して いた。	不適切事項については、経理 担当者が電気料金に延滞利息が 含まれていることを認識してい なかったことに加え、所属にお ける確認体制が不十分であった ことによるものである。 今後は、このようなことがな いよう、誤りの内容を局内で共 有し、事業課と経理担当者と連 絡を密にすることにより再発防 止に取り組み、適正な事務執行 に努める。